

## 千葉県一時生活支援事業運営要領

### 1 目的

本事業は、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、一定の期間内に限り、宿泊場所の供与、食事の提供及びその他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供により、安定した生活を営めるよう支援することを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、千葉県とする。

ただし、事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる者であって、社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動法人その他市が適当と認める民間団体に、市が直接行うこととされている事務を除き、事業の全部又は一部を委託することができる。

### 3 支援対象者

一定の住居を持たない生活困窮者で、次のいずれの要件にも該当する者を対象とする。

- (1) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第6条に規定する者
- (2) 相談時点で本市内に生活の拠点があった者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）における医療扶助を除く扶助を受給していない者
- (4) 入院による治療の必要がない者
- (5) 他の入所者に感染するおそれのある感染症等の疾病に罹患していない者

### 4 支援内容

支援対象者のうち、8の規定により支援決定を受けた者（以下、「利用者」という。）に対し、宿泊場所や食事の提供を行うとともに、その他日常生活を営むのに必要となる物資の貸与又は提供、及び定期的な入浴等の日常生活上必要なサービスを提供する。

## 5 利用期間

本事業の利用期間は原則として3か月とする。

ただし、本人に対するアセスメントの状況を踏まえ、市長が必要と認める場合は、6か月を超えない範囲内で市長が定める期間とすることができる。

## 6 宿泊場所の供与を行う施設

本事業において提供する施設は、日照、採光、換気等利用者の保健衛生及び防災について十分配慮されたものであり、以下の要件を満たすものとする。

### (1) 施設の構造

施設は、建築基準法に定める基準等を満たしたものであること。

### (2) 施設の整備

施設には、次の設備を設けなければならない。ただし、他の既存建築物、宿泊施設等で一部の施設を共有することで支障がない場合はその限りではない。

ア 宿泊室

イ 浴室又はシャワー室

ウ 便所・洗面所

## 7 利用受付

支援対象者は、本事業の利用を希望する場合にあっては、一時生活支援事業利用申込書（様式第1号）に資産収入申告書（様式第2号）を千葉県自立相談支援事業運営要領に規定する自立相談支援機関（以下、「自立相談支援機関」という。）を經由して市長に提出しなければならない。ただし、急迫性が認められる場合には、支援対象者の口頭による意思の確認による利用も差し支えない。その場合、急迫性を脱したと認められる段階で、あらためて支援対象者のアセスメントを行う等必要な手続きを行う。

## 8 支援決定

(1) 市長は、審査により、事業利用に係る要件等を確認し、本事業の利用を可とした場合には、一時生活支援事業に係る支援提供（変更）通知書（様式第3号）により、原則、自立相談支援機関を經由して利用者に通知する。

(2) 利用者は、市、本事業受注者及び自立相談支援機関（以下、「市等」という。）の

指示等に従うこと。

- (3) 5に規定する利用期間等の変更が必要と判断した場合には、8(1)の規定により、再度支援決定を行う。

## 9 支援の中止

市長は、利用者が次のいずれかに該当し、支援の継続が不適切又は困難と判断した場合は、支援の提供を中止する。

- (1) 3の要件に該当しないことが明らかとなった場合
- (2) 他の利用者等に迷惑をかける行為を行った場合又は法令等により禁止されている行為を行った場合
- (3) 市等の必要な指示に従わない場合
- (4) 宿泊場所の供与を行う施設に帰所しない場合又は連絡が取れない場合
- (5) 所在不明となった場合
- (6) 提供された宿泊場所、食事及び日用品等を、他人に提供又は自己都合により処分した場合
- (7) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助（医療扶助を除く）の受給が決定した場合
- (8) 安定した住居を確保する等支援の必要性がなくなった場合
- (9) その他本事業の利用継続が困難と市等が判断した場合

## 10 実施状況の記録

本事業の実施状況は、一時生活支援事業実施状況一覧（様式第4号）により記録し、適切に整備しておかなければならない。

## 11 留意事項

- (1) 本事業の実施に当たっては、「一時生活支援事業の手引き」（厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）及び「生活困窮者自立支援制度に係る自治体マニュアル」（厚生労働省社会・援護局長通知）を参照すること。
- (2) 関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくことなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえること。

## 附 則

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

(様式第1号)

## 一時生活支援事業利用申込書

フリガナ		性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性
氏名			
電話番号	(※携帯電話など平日・日中の連絡先) — —		
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 ( 歳)		
緊急連絡先	氏名 (続柄 )		
	住所		
	電話番号 — —		
現在の生活の状況 (仕事の状況等なるべく詳しく書いてください。)			

上記の申立事項に相違なく、一時生活支援事業の利用を申請します。

(あて先) 千葉市長

年 月 日

申請者氏名 (※)

(※) 申請者本人が署名 (自己の氏名を手書き) してください。

(様式第2号)

## 資産収入申告書

フリガナ		②性別	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性				
①氏名		③生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 ( ) 歳				
④住所	千葉市 区						
申立事項	申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入、預貯金及び現金が次のとおりであること						
	フリガナ					合計	
	氏名	①に記載					
	続柄	本人(申請者)	申請者本人から見て	申請者本人から見て	申請者本人から見て		
	性別	②に記載					
	生年月日	③に記載	昭和・平成 年 月 日	昭和・平成 年 月 日	昭和・平成 年 月 日		
	収入金額 (月額)	円	円	円	円		円
	預貯金等 の金額	円	円	円	円		円
※申請(申込)日の属する月の収入が確実に推計できる場合はその額を、月により変動があるときは収入の確定している直近3か月間の平均収入を記載する。失業等給付、児童扶養手当等各種手当も合算する。							
一時生活支援事業の利用申請(申込)を行うにあたり、私及び私と同一世帯に属する者の収入及び資産の申立をします。							
上記申立事項に相違なく、私の個人情報が一時的に生活支援事業の利用に必要となる範囲で千葉市及び自立相談支援機関で相互利用されることについて了承します。							
(あて先) 千葉市長							
年 月 日							
申請者氏名 (※)							
(※) 申請者本人が署名(自己の氏名を手書き)してください。							

(様式第3号)

千保保護第 号  
年 月 日

様

千葉市長

## 一時生活支援事業に係る支援提供（変更）通知書

生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に基づく一時生活支援事業の実施について、下記のとおり行われることにつき確認しましたので、通知します。

記

1 氏名	
2 生年月日	
3 支援調整会議開催日	年 月 日
4 支援期間	年 月 日～ 年 月 日（ 日間）
5 支援場所	（所在地： ）
6 特記事項等	

